

職場のパワーハラスメント



愛媛県イメージアップキャラクター
「みぎやん」

1 職場のパワーハラスメントとは？

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

2 職場のパワーハラスメントの行為類型と考え方

行為の態様	考 え 方
①暴行・傷害(身体的な攻撃)	業務の遂行に関係するものでも「業務の適正な範囲」に含まれない。
②脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)	
③隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)	原則として「業務の適正な範囲」を超えると考えられる。
④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)	
⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)	何が「業務の適正な範囲」を超えるかは業種や企業文化の影響を受け、具体的な判断も行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによって左右される部分がある。
⑥私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)	

※これらの行為が「会社ぐるみ」の場合⇒自主退職に追い込んだり、退職強要・解雇等の態様に至ったりする可能性が高い。(厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議WG報告」より)

◎ 労働相談、あっせんを無料で実施しています。

《労働委員会の労働相談》

- 労働委員相談 (面談) 毎月2回(原則第2、第4金曜日) 予約制
- 職員相談 (面談・電話等) 平日・随時(8:30～17:15)

電話 **089-912-2996**

愛媛県労働委員会事務局

(<http://www.pref.ehime.jp/tiroui/>)